

財政部、国家税務総局の『国務院による企業所得税の過渡的優遇政策の実施に関する問題点の通知』に関する実施の徹底に関する通知

財税「2008」21号

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁（局）、国家税務局、地方税務局、新疆生産建設兵団財務局へ

《国務院の企業所得税の過渡的優遇政策の実施に関する通知》（国発「2007」39号）及び《国務院の経済特区、上海浦東新区の新規設立ハイテク企業に対する過渡的優遇税制の実行に関する通知》（国発「2007」40号）（以下、“過渡的優遇政策の通知”とする）を徹底するために、関連事項を下記の通りに通知する。

- 一、各レベルの財政、税務部門は密に協力し、厳格に国務院の過渡的優遇政策の通知の関連規定に従い、新旧企業所得税優遇政策の移行をしっかりと行わなければならない。過渡的優遇政策の管理を強化し、権限を越えて無断に過渡的優遇政策の実行範囲を拡大してはならない。また、国務院の過渡的優遇政策の通知が徹底されるために、過渡的優遇政策の実行状況を把握、フォローし、新問題を適時に報告しなければならない。
- 二、国発「2007」39号の規定に基づき、15%の企業所得税を適用し、且つ企業所得税の定期的半減政策を受ける企業については、一律に国発「2007」39号通達の第1条第2項に規定した過渡的税率に基づいて計算した課税所得額により半減課税を行わなければならない。即ち、2008年は18%の税率に基づいて計算した課税所得額により半減課税を行い、2009年は20%の税率に基づいて計算した課税所得額により半減課税を行い、2010年は22%の税率に基づいて計算した課税所得額により半減課税を行い、2011年は24%の税率に基づいて計算した課税所得額により半減課税を行い、2012年及び以降年度は25%の税率に基づいて計算した課税所得額により半減課税を行うとする。
今まで24%又は33%の企業所得税率を適用し、且つ国発「2007」39号の規定に基づき企業所得税の定期的半減政策を受ける企業については、2008年及び以降年度は一律に25%の税率に基づいて計算した課税所得額により半減課税を行うとする。
- 三、《中華人民共和国企業所得税法》（以下、新税法とする）の第29条「民族自治地方の自治機関は本民族自治地方の企業が納付すべき企業所得税のうち地方政府が受取る部分について、減免を決定できる」という規定に基づき、2008年1月1日以降に民族自治地方が減免税を批准した企業について、一律に新税法の第29条の規定に基づいて実施する。即ち、民族自治地方の企業に企業所得税の減免を行う場合には、企業所得税の地方帰属部分のみ減免し、中央帰属部分を減免してはならない。新税法が実施される前に民族自治地方が《財政部、国家税務総局、税関総署の西部大開発税収優遇政策の問題に関する通知》（財税「2001」202号）の第2条第2項の関連減免規定に基づいて企業所得税の減免を批准した（中央に帰属する企業所得税部分を減免したのを含む）場合には、2008年1月1日から計算し、減免期間が5年以内（5年を含む）である場

合、期間終了まで実施を継続する。減免期間が 5 年を超える場合には、第 6 年目から新税法の第 29 条の規定に基づき、実施を行う。

添付資料

1. 《国务院の企業所得税の過渡的優遇政策の実施に関する通知》（国発「2007」39号）
2. 《国务院の経済特区、上海浦東新区の新規設立ハイテク企業に対する過渡的優遇税制の実行に関する通知》（国発「2007」40号）

財政部

国家税務総局

2008年2月4日